

○ 環境省告示第七十九号

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条及び第六条の二第一項第一号の規定に基づき、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成七年九月環境庁告示第六十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年八月十九日

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	別表

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法

第1 パネル

パネル（嗅覚^{きゅう}を用いて臭気の有無を判定する者をいう。以下同じ。）には、1の基準臭液を用いた2のパネルの選定方法により、判定試験（パネルが嗅覚^{きゅう}を用いてにおい袋又はフラスコ中の臭気の有無を判定する試験をいう。以下同じ。）に適した嗅覚^{きゅう}を有すると認められた者を充てるものとする。

1 （略）

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法

第1 パネル

パネル（嗅覚^{きゅう}を用いて臭気の有無を判定する者をいう。以下同じ。）には、1の基準臭液を用いた2のパネルの選定方法により、正常な嗅覚^{きゅう}を有すると認められた者を充てるものとする。

1 （略）

2 パネルの選定方法

- (1) 1～5までの番号を記入した試験紙（長さ約 14cm、幅約 7 mm のもの。以下「におい紙」という。）5枚を1組として、2枚のにおい紙には基準臭液（1種類）を、3枚には無臭の流動パラフィンを、各におい紙の先端 1 cm まで浸す。

(2) （略）

- (3) 5種類の基準臭液について(1)及び(2)の手順を行い、そのすべてについて正しく回答した者 又は、5種類の基準臭液の

2 パネルの選定方法

- (1) 1～5までの番号を記入した試験紙（長さ約 14cm、幅約 7 mm のもの。以下「におい紙」という。）5枚を1組として、任意の2枚のにおい紙を先端約 1 cm まで基準臭液（1種類）に浸し、残りの3枚を同様に無臭の流動パラフィンに浸す。

(2) （略）

- (3) 5種類の基準臭液について(1)及び(2)の手順を行い、そのすべてについて正しく回答した者 を正常な^{きゅう}嗅覚を有する

うち 1 種類のみ間違えた場合は、間違えた基準臭液について 2 度再検査を行い 2 度とも正しく選んだ者を判定試験に適した^{きゅう}嗅覚を有するものと認めるものとする。

(4) パネルは、上記(1)から(3)の方法による検査を、5 年以内（40 歳以上は 3 年以内）の期間ごとに受験し、判定試験に適した^{きゅう}嗅覚を保持していることを確認することを要するものとする。

第 2 (略)

1 (略)

ものと認めるものとする。

(4) 上記の試験は、5 年以内（40 歳以上は 3 年以内）の期間ごとに受験し、正常な^{きゅう}嗅覚を保持していることを確認することを要するものとする。

第 2 (略)

1 (略)

2 判定試験用装置及び器具

(1) 環境試料並びに排出口試料用判定試験 用装置及び器具

ア～ウ (略)

エ におい袋

無臭性のもので臭気の吸着及び透過
が少ないポリエステルフィルム製又は
これと同等以上の性能を有する
樹脂フィルム製で、試料の導出口とし
て内径 10mm、長さ 6 cm のガラス管又
は無臭性のもので臭気の吸着及び
透過が少ない材質の導出口を有し、内

2 判定試験用装置及び器具

(1) 環境試料並びに排出口試料用判定試験 用装置及び器具

ア～ウ (略)

エ におい袋

無臭性のもので臭気の吸着及び透過
が少ないポリエステルフィルム製又は
これと同等以上の性能を有する
樹脂フィルム製で、試料の導出口とし
て内径 10mm、長さ 6 cm のガラス管を
有し、内容積が 3 L のものであるこ
と。

容積が 3 L のものであること。

オ・カ (略)

(2) (略)

備考 (略)

第 3 測定の方法

測定は、次の手順によって行うものとする。なお、パネルを用いて以下の測定を行う者は、第 1 の 2 に定めるパネルの選定方法により 判定試験に適した 嗅覚^{きゅう}を有すると認められた者であって、臭気指数の測定に関する高度の知識及び技能を有する者であるものとする。

オ・カ (略)

(2) (略)

備考 (略)

第 3 測定の方法

測定は、次の手順によって行うものとする。なお、パネルを用いて以下の測定を行う者は、第 1 の 2 に定めるパネルの選定方法により 正常な 嗅覚^{きゅう}を有すると認められた者であって、臭気指数の測定に関する高度の知識及び技能を有する者であるものとする。

1 (略)

2 判定試験

(1) 判定試験の実施時期

判定試験は、試料を採取した日又はその翌日のできる限り早い時期に行うものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 判定試験の手順

ア 環境試料

3個のにおい袋に無臭空気を注入し

1 (略)

2 判定試験

(1) 判定試験の実施時期

判定試験（パネルが嗅覚^{きゅう}を用いてにおい袋又はフラスコ中の臭気の有無を判定する試験をいう。以下同じ。）は、試料を採取した日又はその翌日のできる限り早い時期に行うものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 判定試験の手順

ア 環境試料

3個のにおい袋に無臭空気を注入し

てシリコンゴム栓で封じ、そのうちの
1 個に、注射器を用いて採取
試料を注入し、最初に判定試験を行
う希釈倍数（以下「当初希釈倍数」と
いう。（注1））になるよう調製す
る。調製したにおい袋（以下「付臭に
おい袋」という。）1 個と無臭空気
のみを注入したにおい袋（以下「無臭
におい袋」という。）2 個を1 組として
各パネルに渡す。各パネルは、におい
袋用鼻当てを用いて3 個のにおい袋の
うちから採取試料が注入されていると

てシリコンゴム栓で封じ、そのうちの
1 個に、注射器を用いて採取
試料を注入し、最初に判定試験を行
う希釈倍数（以下「当初希釈倍数」と
いう。（注1））になるよう調製す
る。調製したにおい袋（以下「付臭に
おい袋」という。）1 個と無臭空気
のみを注入したにおい袋（以下「無臭
におい袋」という。）2 個を1 組として
各パネルに渡す。各パネルは、におい
袋用鼻当てを用いて3 個のにおい袋の
うちから採取試料が注入されていると

判定するにおい袋 1 個を選定する（以上の操作を「におい袋選定操作」という。以下同じ。）。このにおい袋選定操作を、各パネルについて 3 回繰り返す。

各パネルが行うにおい袋選定操作ごとに、正解率として、当該パネルが付臭におい袋を選定した場合にあっては 1.00、無臭におい袋を選定した場合にあっては 0.00 を与え、全ての正解率を加算した値をパネル全員の延べ選定回数で除す。これにより平均正解率を

判定するにおい袋 1 個を選定する（以上の操作を「におい袋選定操作」という。以下同じ。）。このにおい袋選定操作を、各パネルについて 3 回繰り返す。

各パネルが行うにおい袋選定操作ごとに、正解率として当該パネルが付臭におい袋を選定した場合にあっては 1.00、無臭におい袋を選定した場合にあっては 0.00、付臭におい袋を選定することが不能である場合にあっては 0.33 を与え、全ての正解率を加算した

得る。

平均正解率が 0.58 未満の場合は判定試験を終了する。平均正解率 0.58 以上の場合は希釈倍数を 10 倍して再度上記の操作を行い、判定試験を終了する。

(注 1) (略)

イ 排出口試料

第 3 の 2 の (4) のアと同じ手順で当初希釈倍数 (注 2) に調製した付臭におい袋 1 個と無臭におい袋 2 個を 1 組

値をパネル全員の延べ選定回数で除す。これにより平均正解率を得る。

平均正解率が 0.58 未満の場合は判定試験を終了する。平均正解率 0.58 以上の場合は希釈倍数を 10 倍して再度上記の操作を行い、判定試験を終了する。

(注 1) (略)

イ 排出口試料

第 3 の 2 の (4) のアと同じ手順で当初希釈倍数 (注 2) に調製した付臭におい袋 1 個と無臭におい袋 2 個を 1 組

として各パネルに渡し、におい袋選定操作を行う。このにおい袋選定操作において、無臭におい袋を選定したパネルについては、におい袋選定操作を終了する。また、付臭におい袋を選定したパネルについては、希釈倍数をおおむね3倍してにおい袋選定操作を繰り返し、当該パネルが無臭におい袋を選定した時点で終了する。

として各パネルに渡し、におい袋選定操作を行う。このにおい袋選定操作において、無臭におい袋を選定したか又は付臭におい袋を選定することが不能であったパネルについては、におい袋選定操作を終了する。また、付臭におい袋を選定したパネルについては、希釈倍数をおおむね3倍してにおい袋選定操作を繰り返し、当該パネルが無臭におい袋を選定するか付臭におい袋を選定することが不能となった時点で終了する。

(注2) (略)

ウ 排出水試料

3個の判定試験用フラスコ(以下単
に「フラスコ」という。)のうちの1
個に、無臭水製造装置で製造した後無
臭水保管容器で保管していた無臭水
(注3)を注入し、試料水(注3)を
当初希釈倍数(注4)になるよう注入
用器具を用いて注入し、試料水と無臭
水を足した全量が100mlとなるよう調
製(注5)し、フラスコを密栓す
る。調製した水の入ったフラスコ(以

(注2) (略)

ウ 排出水試料

3個の判定試験用フラスコ(以下単
に「フラスコ」という。)のうちの1
個に、試料水(注3)を注入用器具を
用いて注入し、無臭水製造装置で製造
した後無臭水保管容器で保管していた
無臭水(注3)で当初希釈倍数(注4
)になるよう希釈し、試料水と無臭水
を足した全量が100mlとなるよう調製
(注5)し、フラスコを密栓する。調
製した水の入ったフラスコ(以下「付

下「付臭フラスコ」という。) 1個と 100ml の無臭水のみを注入用器具を用いて注入し密栓したフラスコ(以下「無臭フラスコ」という。) 2個を1組として各パネルに渡す。各パネルは、フラスコをそれぞれ縦に2～3回強く振とうした後、フラスコ用鼻あてを用いて3個のフラスコのうちから試料水が注入されていると判定するフラスコ1個を選定する(以上の操作を「フラスコ選定操作」という。以下同じ。)。このフラスコ選定操作におい

臭フラスコ」という。) 1個と 100ml の無臭水のみを注入用器具を用いて注入し密栓したフラスコ(以下「無臭フラスコ」という。) 2個を1組として各パネルに渡す。各パネルは、フラスコをそれぞれ縦に2～3回強く振とうした後、フラスコ用鼻あてを用いて3個のフラスコのうちから試料水が注入されていると判定するフラスコ1個を選定する(以上の操作を「フラスコ選定操作」という。以下同じ。)。このフラスコ選定操作において、無臭フラ

て、無臭フラスコを選定したパネルについては、フラスコ選定操作を終了する。また、付臭フラスコを選定したパネルについては、希釈倍数をおおむね3倍してフラスコ選定操作を繰り返し、当該パネルが無臭フラスコを選定した時点で終了する。

(注3)～(注5) (略)

3 臭気指数の算出

(1) 環境試料

スコを選定したか又は付臭フラスコを選定することが不能であったパネルについては、フラスコ選定操作を終了する。また、付臭フラスコを選定したパネルについては、希釈倍数をおおむね3倍してフラスコ選定操作を繰り返し、当該パネルが無臭フラスコを選定するか付臭フラスコを選定することが不能となった時点で終了する。

(注3)～(注5) (略)

3 臭気指数の算出

(1) 環境試料

臭気指数は、次の式により算出する。

ただし、当初希釈倍数に係る平均正解率が 0.58 未満の場合にあつては、臭気指数の値は、 $10 \log M$ 未満として表示するものとする。また、次の式により算出される Y の値に一未満の端数があるときは、臭気指数の値は、これを四捨五入して得た数とする。

$$Y = \frac{10 \log M + 10 (r_1 - 0.58) / (r_1 - r_0)}{1}$$

この式において、Y は臭気指数、M

臭気指数は、次の式により算出する。

ただし、当初希釈倍数に係る平均正解率が 0.58 未満の場合にあつては、臭気指数の値は、 $10 \log M$ 未満として表示するものとする。また、次の式により算出される Y の値に一未満の端数があるときは、臭気指数の値は、これを四捨五入して得た数とする。

$$Y = \frac{10 \log (M \times 10^{((r_1 - 0.58) / (r_1 - r_0))})}{1}$$

この式において、Y は臭気指数、M

は当初希釈倍数、 r_1 は当初希釈倍数に係る平均正解率、 r_0 は当初希釈倍数を10倍したときの平均正解率を表すものとする。

(2) 排出口試料

ア 次の式により試料臭気の希釈倍数に係る各パネルの閾値を算出する。

$$X_i = (\log M_{1i} + \log M_{0i}) / 2$$

この式において、 X_i は試料臭気の希釈倍数に係るあるパネルの閾値、 M_{1i} は当該パネルが付臭におい袋を選定した場合における当該におい袋

は当初希釈倍数、 r_1 は当初希釈倍数に係る平均正解率、 r_0 は当初希釈倍数を10倍したときの平均正解率を表すものとする。

(2) 排出口試料

ア 次の式により試料臭気の希釈倍数に係る各パネルの閾値を算出する。

$$X_i = (\log M_{1i} + \log M_{0i}) / 2$$

この式において、 X_i は試料臭気の希釈倍数に係るあるパネルの閾値、 M_{1i} は当該パネルが付臭におい袋を選定した場合における当該におい袋

に係る希釈倍数の値のうち最大のも
の、 M_{0i} は当該パネルが無臭におい
袋を選定した場合における付臭にお
い袋に係る希釈倍数の値を表すもの
とする。

イ・ウ (略)

(3) 排出水試料

ア 次の式により試料臭気の希釈倍数
に係る各パネルの閾値を算出する。

$$X_{wi} = (\log N_{1i} + \log N_{0i}) / 2$$

この式において、 X_{wi} は試料臭気

に係る希釈倍数の値のうち最大のも
の、 M_{0i} は当該パネルが無臭におい
袋を選定した場合又は選定すること
が不能であった場合における付臭に
おい袋に係る希釈倍数の値を表すも
のとする。

イ・ウ (略)

(3) 排出水試料

ア 次の式により試料臭気の希釈倍数
に係る各パネルの閾値を算出する。

$$X_{wi} = (\log N_{1i} + \log N_{0i}) / 2$$

この式において、 X_{wi} は試料臭気

の希釈倍数に係るあるパネルの閾値、 N_{1i} は当該パネルが付臭フラスコを選定した場合における当該フラスコに係る希釈倍数の値のうち最大のもの、 N_{0i} は当該パネルが無臭フラスコを選定した場合における付臭フラスコに係る希釈倍数の値を表すものとする。

イ・ウ (略)

4 臭気排出強度の算出方法

(1) (略)

の希釈倍数に係るあるパネルの閾値、 N_{1i} は当該パネルが付臭フラスコを選定した場合における当該フラスコに係る希釈倍数の値のうち最大のもの、 N_{0i} は当該パネルが無臭フラスコを選定した場合又は付臭フラスコを選定することが不能であった場合における付臭フラスコに係る希釈倍数の値を表すものとする。

イ・ウ (略)

4 臭気排出強度の算出方法

(1) (略)

(2) 次の式により算出する。ただし、次の式により算出される q_d の値は有効数字 2 桁とする。

$$q_d = 60 \times C \times Q_0$$

この式において、 q_d は臭気排出強度（単位 温度零度、圧力一気圧における立方メートル毎分）、 C は上記(1)により算出された値、 Q_0 は排出ガスの流量（単位 温度零度、圧力一気圧における立方メートル毎秒）を表すものとする。

(2) 次の式により算出する。

$$q_d = 60 \times C \times Q_0$$

この式において、 q_d は臭気排出強度（単位 温度零度、圧力一気圧における立方メートル毎分）、 C は上記(1)により算出された値、 Q_0 は排出ガスの流量（単位 温度零度、圧力一気圧における立方メートル毎秒）を表すものとする。

